

「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて（第一次提言）」
に関するご意見の募集について

平成 2 1 年 6 月
厚生労働省医薬食品局

フィブリノゲン製剤・第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染事件（薬害肝炎事件）の発生及び被害拡大の経過及び原因等の実態について、多方面からの検証を行い、それを踏まえて、再発防止のための医薬品行政の見直し等について提言することを目的として、昨年５月、「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」が設置されました。

本委員会では、昨年度に１２回にわたる議論を行い、本年４月３０日には、昨年度の議論に基づく「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて（第一次提言）」のとりまとめを行い、公表したところです。

本委員会は、本年度も、事件の検証とそれを踏まえた薬害再発防止のための医薬品行政のあり方等について検討を行い、提言を行うこととなっています。このため、この本委員会としての最終的なとりまとめに向けて、国民の皆様の御意見を参考として議論を深める観点から、このたび、「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて（第一次提言）」について、皆様の御意見をいただくことといたしました。つきましては、下記の意見提出様式に従い、御意見をお寄せいただきたいと存じます。

なお、いただきました御意見については、今後、本委員会等で公表させていただく（個人が特定されるような情報は秘匿いたします。）場合があります。また、御意見に個別に回答することは予定しておりませんので、その点ご了承ください。

記

1. 意見募集内容

「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて（第一次提言）」
（別添）について

2. 意見の提出方法

下記のいずれかの方法にて提出してください。電話によるご意見はお受けできません。

○電子メールの場合

iyakugyousei@mhlw.go.jp（ファイルはテキスト形式でお願いいたします。）

※電子メールの件名に「「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて（第一次提言）」について」と記入してください。

○ファクシミリの場合

03-3501-2052

厚生労働省医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室あて

○郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室あて

3. 意見の提出上の注意

- ・ 提出されるご意見は日本語に限ります。
- ・ 個人の場合は氏名、住所、連絡先を、法人又は団体の場合は名称、部署名、担当者名、所在地、連絡先を記載してください。
- ・ ご提出いただきましたご意見については、住所又は所在地、連絡先を除き、すべて公表される可能性があることを、予めご承知おきください。（氏名又は担当者名の公表を希望されない場合は、ご意見提出の際、その旨明記下さい。）ただし、ご意見中に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人、法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合は、公表の際に、当該箇所を伏せさせていただく場合があります。

<ご意見提出用紙>

「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて（第一次提言）」
について

○氏名又は担当者名の公表 （ 差し支えない ・ 希望しない ）

※どちらかをお選び下さい。

※法人又は団体の名称、部署名は公表される可能性があります。

[氏名又は名称、部署名及び担当者名]

[住所又は所在地]

[連絡先（電話、Fax 番号等）]

[意見]（以下の項目につき御記載ください。）

- ・ 該当箇所（どの部分に対するコメントかが明確になるように、ページ番号等を明記してください。）
- ・ 意見内容
- ・ 理由